

令和2年4月7日

看護学部教職員 各位

学 部 長 春山 早苗  
教務委員長 横山 由美

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、本日、政府より緊急事態宣言（対象は東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡）が発令され、明日から効力が発生する予定です。これに伴い、看護学部では永井学長の承認を得て、以下のような対応を致しますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況によっては、対応内容や対応期日に変更する可能性がありますので、ご了承ください。

1. 東京、埼玉、神奈川、千葉から通学している学生について、希望により自宅学習を認める。期限は令和2年5月6日まで。
2. 自宅学習を希望した学生については、遠隔授業または補講等により、教育内容を保障する。
3. 自宅学習の希望については、学生が直接、各学年アドバイザーまたは教務委員長に申し出ることとする。

以上